事務所通信

令和８年９月号
山本修税理士事務所
株式会社　川島経営研究所
http://www.kawa-kei.co.jp
〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ﾋﾛｾﾋﾞﾙ 5F
TEL03(3456)4361　FAX03(5476)7255　E-mail:info@kawa-kei.co.jp

免税事業者からの仕入税額控除の経過措置の見直し

インボイス等保存方式に係る経過措置の見直し

（購入する側の処理）

令和５年１０月１日からインボイス制度が開始されました。インボイス制度開始後は原則としては免税事業者からの課税仕入については仕入税額控除が出来ません。それでは小規模事業者である免税事業者が取引から排除されてしまうことを懸念して経過措置が設けられました。インボイス制度開始後も、しばらくは免税事業者から購入したものについて支払いをした金額の消費税相当額の 80%は仕入税額控除が出来る経過措置です。当初の予定では令和５年 10 月制度開始後に段階的に３年間は 80%、次の３年経過後は 50%、さらに３年経過後に 0%とする予定で始まりました。

本来ですと令和８年１０月１日からは消費税免税事業者（インボイス未対応の事業者）から行った課税仕入れに係る仕入税額控除につきましてはこれまでの 80%の控除が 50%割合の控除に変更されるはずでした。こちらにつきまして令和８年の税制改正があり、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除については、令和８年 10 月１日から令和 10 年９月 30 日までは 50%ではなく、70%の控除が適用されることになりました。

また令和 10 年 10 月１日から令和 12 年９月 30 日までは 50%となりました。

さらに令和 12 年 10 月１日から令和 13 年９月 30 日までは 30%となりました。免税事業者からの仕入税額控除の経過措置が延長され、また控除率も見直されました。

控除可能割合の改正による影響

期間の区分	改正前	改正後
令和5年10月１日～令和8年9月30日	80%	
令和8年10月１日～令和9年9月30日	50%	**70%**
令和9年10月１日～令和10年9月30日		
令和10年10月１日～令和11年9月30日		**50%**
令和11年10月１日～令和12年9月30日		
令和12年10月１日～令和13年9月30日		**30%**

年間適用額の上限の引き下げ

免税事業者から課税仕入れをする場合に課税仕入れをする側の事業者は 80%の控除が可能でした。ただこれには上限があり１免税事業者からの仕入については 10 億円が限度としてありました。制限を設けないと乱用される恐れがあるためです。改正後の令和８年 10 月１日以後に開始される事業年度からは１免税事業者あたり１億円に引き下げられます。

インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の見直し

（販売する側の処理）

令和５年度の税制改正によりこれまで免税事業者であった者が、インボイス登録をして課税事業者になった場合には、消費税の納税額は課税標準に対する消費税額の２割とする特例措置があります。いわゆる２割特例制度と呼ばれているものです。今回の改正では個人事業主に限り、消費税申告時の納税額を３割とすることが出来る経過措置が令和９年及び令和 10 年に限り設けられました。

個人事業主の消費税申告（登録事業者）

適用期間	改正前	改正後
令和５年10月１日以降	20%	
令和６年	20%	
令和７年	20%	
令和８年	20%	
令和９年	50%	30%
令和10年	50%	30%
令和11年	50%	50%？
令和12年	100%	100%？

※20%の場合は仮受消費税の20%を納める。
⇒ゆえに２割特例と呼ばれている。

ここで注意をしたいのは法人にはこれまで通り変更がありません。課税売上高 1,000 万円に満たない法人は２割特例の受けられた次の事業年度は５割特例になります。

簡易課税制度の移行について

３割特例制度（２割特例を含む）の適用を受けていた事業者が翌課税期間から３割特例の適用を受けることが出来なくなる場合（２年前の売上高が１，０００万円を超えたことにより特例が受けられなくなる）年に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、簡易課税制度で消費税の申告をすることが出来ます。

本来、簡易課税制度を選択する場合は、課税期間が開始される課税期間の初日の前日まで（個人事業者の場合は前年の１２月３１日まで）に簡易課税選択届出書を提出することにより簡易課税を利用することが出来ます。　ただしインボイス対応に課税事業者となった個人事業者が初めて本来の消費税課税事業者になった年に限り、課税期間の初日の前日に簡易課税選択届出書が所轄税務署長に提出されたとみなされてその課税期間で簡易課税選択届出書を提出すれば簡易課税を選択することが出来ます。令和８年１０月１日以後に開始する課税期間から適用することとされます。

防衛特別法人税の制度開始

防衛特別法人税は、日本の防衛力を抜本的に強化するための安定財源を確保する目的で創設されました。根拠法は「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」で、法人税に上乗せする形で課税されます。過去に東日本大震災の復興財源として課された「復興特別法人税」とは別の法律・目的で設けられた新税です。

課税対象

防衛特別法人税の納税義務者は、**各事業年度の所得に対して法人税が課されるすべての法人**です。個人事業主は対象外です。資本金の縛りはなく、業種も関係なく法人税を納める法人が対象となります。

税率と計算方法

防衛特別法人税は、法人税額を基準に計算される付加税で、計算式は以下の通りです。
（基準法人税額 － 基礎控除 500 万円） × ４%

基準法人税額とは、**所得税額控除や外国税額控除などの税額控除を適用する前の法人税額**を指します。

基礎控除額の５００万円があるため、課税所得で２，４００万円～２，５００万円以下の法人は税額が発生しません。ただし、赤字や控除により税額がゼロの場合でも、申告書の提出は必須です。

申告・納付手続き

防衛特別法人税の申告は、法人税・地方法人税の申告書と一体の様式で行いますが、別表一及び別表一の二の様式では防衛特別法人税の記載欄が別葉になっております。申告書上は既に記載されております。令和８年４月１日以後に開始する事業年度から適用されます。

（芝事務所：山本　修）